

阪神高速 ETC 利用履歴提供サービス利用規約

阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）は、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスのご利用にあたっては、前もってお客さまにおいて、本規約をよくお読みになり、内容について同意のうえご利用ください。また、当該サービスのご利用にあたって提供いただいたお客さまの個人情報については、当社ホームページに掲載する「阪神高速道路株式会社の個人情報の保護について」に基づき取り扱いますので、そちらもご参照ください。

（総則）

- 第1条 本規約は、当社が、別に定める「阪神高速 ETC アカウントにより提供されるサービスに関する利用規約」（以下「全体規約」といいます。）に定める各種サービスとしてインターネットにより提供する阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用について必要な事項を定めたものです。
- 2 本規約に定めのないものについては、全体規約によるものとします。また、本規約の規定と全体規約の規定が異なる場合は、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスにおいては本規約が優先して適用されるものとします。
- 3 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供に必要なシステムの運営は当社が行います。

（定義）

- 第2条 本規約における用語は、別段の定めがない限り以下のとおり定義するほか、「ETC システム利用規程」の定めを準用します。
- 一 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービス 阪神高速道路の通行にあたり、ETC システムを利用した通行等に係る利用履歴（以下「利用履歴」といいます。）の表示を、当社がインターネットにより提供するサービスをいいます。
- 二 ETC カード ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード及び ETC コーポレートカードの総称をいいます。
- 三 ETC クレジットカード ETC カードのうちクレジットカード会社が発行するカードをいいます。
- 四 ETC パーソナルカード ETC カードのうち東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、当社及び本州四国連絡高速道路株式会社の六会社が共同して発行する、有料道路の通行料金の支払いに限定されたカードをいいます。

五 ETC コーポレートカード ETC カードのうち東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が ETC の利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するカードをいいます。

六 ETC 無線通行 ETC システムを利用し、通行料金の請求を受ける料金所の ETC 車線又は ETC 通信施設の設置箇所付近を無線通信して通行することをいいます。

(利用方法等)

第3条 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスを利用する方（以下「利用者」といいます。）は、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用に関し、予め本規約に同意があったものとみなします。

2 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスは、ETC カードの発行を受けた方が阪神高速道路の利用履歴の提供を受ける目的に限り利用することができ、それ以外の目的で利用することはできません。

3 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用のために必要な機器等は、利用者において準備し、それに係る費用は利用者が負担するものとします。

4 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスは、無料で利用できます。ただし、利用等に係る通信費用その他インターネットの利用に必要な費用等については、利用者の負担となります。

5 利用者が、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用において所定の事項の入力を求められた場合に、その入力方法が正しくないときや入力内容に誤りがあるときは、サービスの提供を受けることができません。

(サービス概要)

第4条 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスは、阪神高速 ETC アカウント及び阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスに登録いただくことで、ETC システムを利用した通行等に関する情報を提供します。

(サービス登録)

第5条 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用にあたっては、事前に阪神高速 ETC アカウントに登録し、アカウント ID 等を取得する必要があります。

2 アカウント ID 等を取得した利用者は、ETC 無線通行を行った際に使用した ETC カード番号、その ETC カードを挿入していた車載器の車載器管理番号等必要事項を、インターネット上で所定の画面から入力し、当社に送信することで阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの登録を行います。また、阪神高速 LINE 公式アカウントを用いた阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスを利用する場合は、予め LINE アカウント連携を行ってください。なお、ETC クレジットカード及び ETC パーソナルカードの登録と、ETC コーポレートカードの登

録を一の阪神高速 ETC アカウントに登録することはできません。

- 3 前項に定める登録において入力する ETC 無線通行に関する情報は、登録を行う日の 12 4 日前までの通行に関するものでなければなりません。
- 4 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの登録をした方（以下「登録者」といいます。）は、第 2 項の規定により登録した ETC カード番号等に変更があった場合は、速やかにインターネット上の所定の画面から登録変更手続きをしてください。

（サービス内容）

第 6 条 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスでは、次の各号に掲げるサービスを提供します。

- 一 メールによる利用履歴の送信
- 二 阪神高速 LINE 公式アカウントによる利用履歴の提供（LINE アカウント連携を行った登録者に限ります。）
- 2 前項第 1 号のメール送信は、ETC システムを利用した阪神高速道路の料金所等の通行等ごとに行います。前項第 2 号の利用履歴の提供は、ETC システムを利用した阪神高速道路の料金所等の通行等ごとに利用履歴の提供を求めることにより、確認することができます。この確認は、提供を求めた日の前日の利用履歴まで行うことができます。
- 3 利用履歴には割引後の金額等を表示しますが、一部の割引適用や料金調整の対象となるご利用がある場合は、割引前料金が提供されることがあります。また、けん引車両については、けん引なしの車種料金で提供されます。

（利用履歴の再送信）

第 7 条 利用者は、前条に定めるサービスについて、利用履歴の再送信を求めることができます。ただし、送信を求めることができる利用履歴は、送信を求めた日の前日までの利用履歴に限ります。

（利用の停止等）

第 8 条 当社は、次の各号に掲げる場合は、事前に通知することなく、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの一部若しくは全部の提供の停止、又は内容の変更を行うことがあります。

- 一 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスを運営する設備に関する保守点検、工事等を実施する場合
- 二 災害、事変その他止むを得ない事由が生じた場合
- 三 前 2 号に定めるもののほか、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供に必要な設備の運用上又は技術上の理由等から当社が必要と判断した場合

(解約)

第9条 登録者は、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの解約を希望する場合は、本サイトの所定の画面から解約手続きをするものとし、当社にて解約手続きが完了した日をもって解約とします。

(免責事項)

第10条 次の各号に掲げる事項に該当する場合、これに起因して生じた利用者又は第三者への損害については、当社はその責を負いません。

- 一 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの仕様にに基づき、けん引状態に応じた料金及び割引後料金等が提供されなかったとき
- 二 災害、事変又は通信機器、回線及び電子計算機器等の障害その他これらに準ずる事由により、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき及び阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスに誤った内容が表示されたとき
- 三 当社が道路管理の必要上、ETC システム又は ETC カードの利用を制限し、若しくは停止したため、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき
- 四 当社が、第8条各号に掲げる停止又は内容の変更を実施したことにより、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき
- 五 セットアップ情報の誤りに起因し、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき
- 六 登録時又は利用時の入力内容の誤り又は入力の誤操作により阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき
- 七 利用者又は第三者が阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスで提供される情報を不正に利用したとき
- 八 阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの利用に必要な入力操作、インターネット通信回線、インターネット供給事業者等において盗聴、妨害等がなされたことにより、ETC カード番号、車載器管理番号等が漏えいしたとき
- 九 前各号に掲げるもののほか、当社の責によらない事由により、阪神高速 ETC 利用履歴提供サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき若しくは利用者に係る情報が漏えいしたとき

附則

この規約は、令和7年10月1日から適用します。